

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和5年度版)

	質 問	回 答
1	<p>工事全体の中で、一部分のみ補助金申請対象となりうる工事があるが、申請可能か</p>	<p>補助金申請対象となる部分に係る工事費のみを算出することができれば、申請可能です。</p>
2	<p>交付要綱に、補助金額の上限額は1区市町村当たり3,000万円とあるが、対象年度は？</p>	<p>各年度ごとの上限となります。 本プロジェクト事業の期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間でしたが、この度、令和7年度まで3年間延長となりました。 これに伴い令和5年度より上限金額が見直され、各年度のあたりの1区市町村の利用可能な補助金の上限額が、3,000万円となりました。</p>
3	<p>東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材の入手方法が知りたい。</p>	<p>多摩産材情報センターにてご相談を承ります。 認証した木材は、多摩産材認証登録製材業者が扱っているものにかざられます。 補助対象となった事業の完了時に、使用した多摩産材の出荷証明書が必要となりますので、ご注意ください。</p>
4	<p>職員のみが利用する施設は対象となるか</p>	<p>職員しか立入りや利用ができない箇所については対象外となります。 本補助事業は一般都民の目に触れ、多摩産材利用をPRできるものを対象としています。</p>
5	<p>木材利用推進方針に多摩産材の利用を明記しないと、補助金を利用できないのか</p>	<p>当プロジェクトで木製外構工事以外の事業を実施する場合は、木材利用推進方針の策定が必要ですが、その方針の内容について、多摩産材の利用を要件とはしていません。 本補助事業をはじめ、東京の森林整備を促進する観点から東京の木多摩産材の利用拡大の取組みをお願いします。なお、事業計画申請時には策定済であることが必要ですのでご注意ください。</p>
6	<p>「東京の森林や多摩産材のPR」とは、どんな方法があるか</p>	<p>当該施設利用者へのPRのため対象施設に、当該施設・設備は多摩産材で作成されている旨の表示し、その他ホームページで情報発信する等、木材利用の意義を利用者の皆さまにお知らせできる工夫をお願いします。「木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材等の利用拡大を図ること」を目的とする、本事業の趣旨をご理解ください。</p>

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和5年度版)

	質 問	回 答
7	事業計画書（第2号様式）の事業実施期間の開始年月日について	事業の開始年月日は、交付決定後に交わされる受注者との契約締結日となります。交付決定前の契約、または交付決定前に工事スタートしてしまうと補助対象になりません。ご注意ください。
8	事業計画書（第2号様式）の事業実施期間の終了年月日について	終了年月日は、補助額が3月31日までに確定される必要があることから、工事は遅くとも3月初旬には完了している必要があります。ご注意ください。
9	木拾い表とはどのようなものか。	木材使用量を部材毎に明記したもので、図面と整合している必要があります。木拾い表は、補助金の要件（㎡当たりの使用量や多摩産材使用割合など）を満たしているか、確認するために必要です。
10	内装木質化、または木製什器の材料として、木粉および木片を固めた加工材が製造、販売されているが、本補助金の対象となるのか。	本補助金の主旨が「木の良さや木の価値を広く発信し、多摩産材の利用拡大を図ることを目的とする」ものであり、左記の様な加工材は本補助事業の趣旨に合わないため、対象とはいたしません。
11	公園に木製ベンチを設置したいが、設置場所の都合上ベンチを固定することができない。木製外構施設の整備で申請が可能か	設置場所の都合等でやむなく固定ができない場合も、屋外での使用が主ということであれば、木製外構施設の整備で申請可能です。
12	木製遊具の整備は、多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備とあるが、室内で子供向けに整備する積み木などの木製遊具は対象外なのか	室内で子供向けに整備する積み木などの遊具は、木製什器の整備として対象としています。「木製遊具」と「木製什器」では、多摩産材使用量の要件が変わるのでご注意ください。

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業 Q&A (令和5年度版)

	質 問	回 答
13	債務負担事業で、初年度は設計、解体などで、補助対象となる工事がはじまるのは2年度目となる。この場合でも対象となるのか	対象となります。 ただし、設計および解体工事は補助対象経費にはなりませんので、留意願います。